

# これまでの「攻めの農林水産業」の 検討状況

---

平成 25 年 6 月

**農林水産省**

# 目次

---

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 1. 「攻めの農林水産業」の展開        | 1 |
| 2. これまでの「攻めの農林水産業」の検討状況 | 2 |
| 3. 重点課題                 |   |
| ①生産現場の強化                | 3 |
| ②需要フロンティアの拡大            | 4 |
| ③バリューチェーンの構築            | 5 |
| ④林野、⑤水産                 | 6 |

# 「攻めの農林水産業」の展開

今後、世界の食市場の規模が急速に拡大することや、国内のライフスタイルが大きく変化することを我が国農林水産業の好機ととらえ、農山漁村に受け継がれた豊かな資源を活用。

「攻めの農林水産業」を展開し、農林水産業を産業として強くしていく取組と、多面的機能の発揮を図る取組の両者を車の両輪として、一体的に進める必要。

## 農林水産業・ 農山漁村の潜在力

- (1) 丹精込めた食べものづくりの技術と装置（水田）
- (2) 世界に評価される日本食とおもてなしの心、のどかな農村風景
- (3) 世界有数の森林・海洋資源  
〔森林率：世界3位  
EEZ面積：世界6位〕
- (4) 農山漁村にある再生可能エネルギーのポテンシャル  
〔エネルギー総供給の43%に相当〕

## 農山漁村に フォローの風

- (1) 世界の**食市場規模が大幅に拡大**  
〔 21年 340兆円 → **2倍** → 32年 680兆円 〕
- (2) 世界の食料・エネルギー価格高騰（トウモロコシ、大豆：24年に過去最高値）
- (3) **平成の農地改革**により、関連産業をはじめ多様な主体が農業に参入  
〔農地法改正前の約5倍のペースで一般法人が参入（1,071社）  
NPO、建設業、医療・福祉等の異業種、多様な主体が参入〕
- (4) 新たなライフスタイル（いやし、健康等）を求める人々が増加

今がまさに分岐点

## 攻めの農林水産業推進本部

（1月29日立ち上げ）

### 3つの戦略の方向

- ① 需要のフロンティアの拡大
- ② 生産から消費までのバリューチェーンの構築
- ③ 生産現場（担い手、農地等）の強化

**農業界と経済界が連携して  
農業の成長産業化を実現**

この機会を失えば  
農村漁村はさらに衰退  
国土経営コストが増加

# これまでの「攻めの農林水産業」の検討状況

これまで、①需要サイド、②供給サイド、③需要と供給をつなぐ、という3つの観点から、農林水産省内の「攻めの農林水産業推進本部」で把握した先進事例（現場の宝）を全国展開するための施策の具体化を進めてきたところ。

## 「攻めの農林水産業」3つの戦略の方向

（2月18日第2回産業競争力会議で提示）

需要の  
フロンティア  
の拡大

生産から  
消費までの  
バリュー  
チェーン  
の構築

生産現場  
(担い手、農地等)  
の強化

「184の先進事例（現場の宝）を踏まえ、

（4月23日第7回産業競争力会議で提示）

## 【日本再興戦略 -JAPAN is BACK-】(6月14日)

### 【需要サイドの取組】

輸出促進等による需要の拡大

- ・日本の食の海外展開に向けた「F・B・I」戦略
- ・機能性の活用等の新たなニーズへの対応

### 【需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築】

6次産業化による農林水産物・食品の高付加価値化等

- ・農林漁業成長産業化ファンドの本格展開
- ・医食農連携等、多様な業種との連携
- ・強みのある農林水産物づくり
- ・科学技術イノベーションの活用

### 【供給サイドの取組】

農地を最大限効率的に活用するなど、生産現場を強化

- ・担い手への農地集積・集約化
- ・耕作放棄地の発生防止・解消

### 【林業】

- ・新たな木材需要の創出と国産材の安定供給体制の構築

### 【水産業】

- ・水産物の消費・輸出拡大、持続可能な養殖の推進

## 官邸に「農林水産業・地域の活力創造本部」を設置し、 具体策の検討を開始

（5月21日）

### 【総理指示】

農林水産業を  
若者に魅力  
ある産業に

日本の農山漁  
村、ふるさとを  
守る

- ・医食農連携、ICTの活用といった新たな視点

- ・現場や地域の声にしっかり耳を傾ける

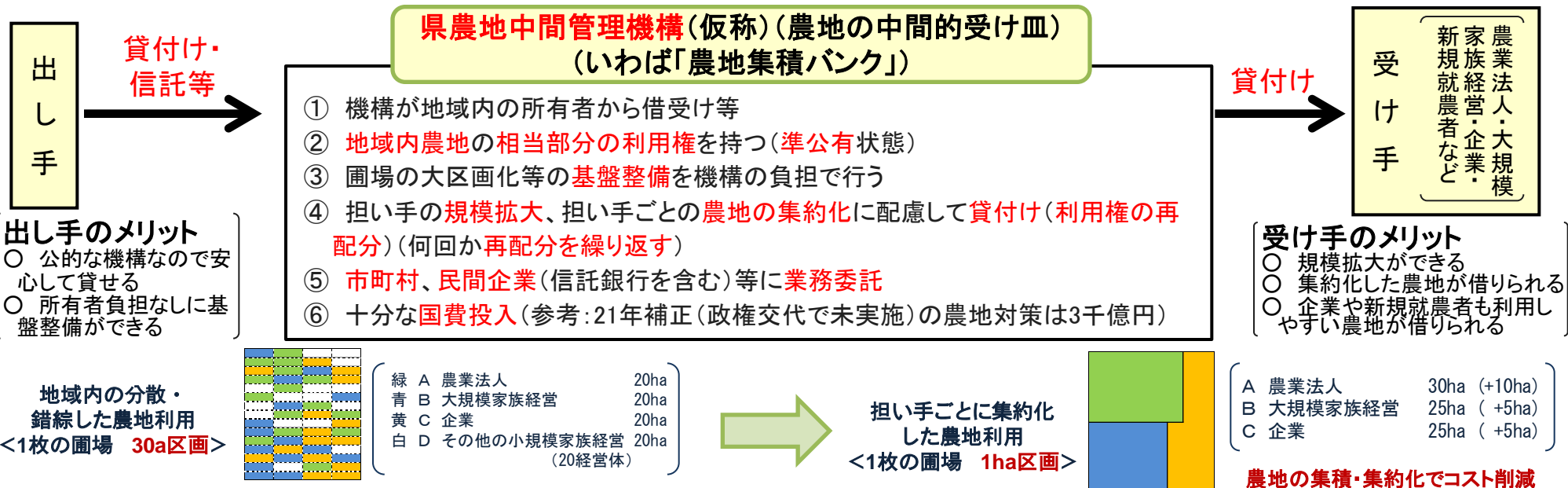
# ① 生産現場の強化

## 【現状等】

- この20年間で、耕作放棄地は約40万ha(滋賀県全体とほぼ同じ規模)に倍増。
- 担い手の農地利用は、現在、全農地の5割。

## 担い手への農地集積・集約化等

### ① 農地の中間的受け皿(県農地中間管理機構(仮称))の整備・活用(農地の集積・集約化でコスト削減)



### ② 耕作放棄地対策の強化

### ③ 生産性向上に結び付く農地集積をサポートするための農地整備や農業水利施設の整備を推進

## 成果目標

今後10年間で、全農地面積の8割が担い手によって利用され、産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国比4割削減し、法人経営体数を5万法人とする。

※また、経営所得安定対策(旧:戸別所得補償制度)を適切に見直し、併せて、農林水産業の多面的機能の発揮を図る取組を進め、**新たな直接支払制度**の創設を検討

## ② 需要フロンティアの拡大

### 【現状等】

- 日本の農林水産物・食品の輸出額は、現在、約4,500億円(2012年)。

### 日本の食の海外展開「F・B・I」戦略

**Made From Japan** : 日本食材が世界を席巻

※ 世界中のシェフが日本のゆずをメニュー化、中華料理の高級食材として輸出されるホタテ

連携

**Made By Japan** : 日本の「食文化・食産業」の海外展開

**Made In Japan** : 国別・品目別輸出戦略を策定し、日本食を特徴づけるコンテンツの輸出拡大

### 国別・品目別戦略(案)のイメージ(輸出上位品目抜粋)

| 2012年             | 特徴的戦略  | 重点品目                               | 重点国・地域                        | 2020年   |
|-------------------|--|------------------------------------|-------------------------------|---------|
| 水産物<br>1,700億円    | ブランディング、品質管理体制の確立、迅速な衛生証明書発給体制の構築                            | ブリ、サバ、ファストフィッシュ、ホタテ、サケ 等           | 東南アジア、EU、アフリカ 等               | 3,500億円 |
| 加工食品<br>1,300億円   | Made Byの取組に伴う日本からの原料調達増加、「出せる市場に出す」から「出したい市場に出す」へ            | みそ・しょうゆ等の調味料、菓子類、清涼飲料水、健康食品、レトルト食品 | EU、ロシア、シンガポール、タイ、ベトナム、インド 等   | 5,000億円 |
| コメ・コメ加工品<br>130億円 | 現地での精米や炊飯ロボットと組み合わせた外食販売、日本酒等コメ加工品の重点化                       | 米、米菓、パックご飯、日本酒                     | 香港、シンガポール、豪州、EU、米国、インド、ブラジル 等 | 600億円   |
| 青果物<br>80億円       | 台湾に加え、東南アジア等新規市場の戦略的な開拓、市場の活用等周年供給の確立                        | りんご、柑橘類、いちご、なかいも、かんしょ              | 台湾、東南アジア                      | 250億円   |
| 牛肉<br>50億円        | マーケットの大きい欧米における重点的なプロモーション、多様な部位の販売促進、焼肉等の日本の食文化と一体的なプロモーション | 牛肉                                 | 米国、EU、香港、シンガポール               | 250億円   |

※ この戦略案は、今後、地域ブロックごとの意見交換等の場で、現場からの意見を吸い上げた上で、ブラッシュアップを行う。

### 成果目標

2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円とする。

### 国内需要の拡大

- 国産農林水産物の利用拡大に向けたモデル地域づくりと新たな仕組みの検討
- 学校給食等における消費拡大、食育の推進(学校教育との連携、企業との連携等)

### ③ バリューチェーンの構築(6次産業化による農林水産物・食品の高付加価値化等)

#### 【現状等】

- 農業と食料関連産業の生産額は約95兆円(2009年度)にのぼり、全産業の11%。
- 6次産業の市場規模は、現在、1兆円。

#### 6次産業化

- 農林漁業成長産業化ファンドの本格展開(いわば「儲かる農業開拓ファンド」)

※ 現在までに20のサブファンドへの出資を決定

#### 医食農連携など多様な業種との連携強化

- 健康に着目した農林水産物・食品の市場拡大による**健康長寿社会の実現**

・ 食の科学的知見の体系化に向けた産学官の体制整備、都市別の食習慣と健康の関連性の調査、介護食品等機能性の高い食品の市場環境整備、薬用作物の国内振興と国産化のニーズに応えた産地形成、社会福祉法人等の農地を活用した研修・授産の促進

- 福祉、教育、観光等との連携を通じた**地域の活力の創造**(都市と農村の交流等)

- 地域の木質バイオマス、ICT等の利用等による**次世代施設園芸(植物工場)の検討**

・ 施設園芸の化石エネルギー依存体質からの脱却、施設園芸の団地化と植物工場等の導入による大規模化・省エネ化

#### 「強み」のある農林水産物づくり

- 我が国の農業の強みを活かすための**新品種・新技術の開発・保護・普及方針の策定等に取り組む**

・ 育成者権による保護と商標権による保護の組み合わせ等

福岡県 ラー麦  
(ラーメン用小麦)



山形県 つや姫  
(コメ)



#### 再生可能エネルギーの活用

- 再生可能エネルギーを活用した農林漁業の発展を図る取組を推進するための枠組みの構築

- バイオマスを活用した産業化とエネルギーの導入を推進

#### 成果目標

2020年に6次産業の市場規模を10兆円とする。



# ④ 林野

## 【現状等】

- 戦後造成した人工林が本格的な利用期。
- 需要に応じた国産材の供給体制が不十分。



## 新たな木材需要の創出

- **CLT等新たな製品・技術の普及**
  - ・ 中高層建築物の木造化に必要な耐火・耐震性能の高い部材などの開発を促進
  - ・ 特に、国産材CLT普及のための規格・基準の整備や強度データの収集等を促進
- **公共施設等での国産材利用の推進**
  - ・ 公共施設の木造化・内装木質化の推進
  - ・ 新規用途等の開発の促進



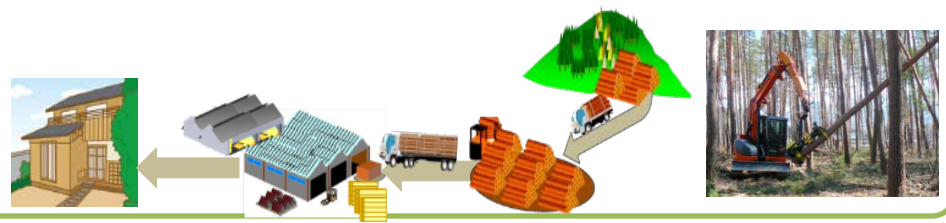
耐火建築物の事例



内装の木質化

## 国産材の安定供給体制の構築

- 国産材を価格・量・品質の面で安定的に供給するための**流通体制の構築**
- **需要者ニーズに応じた製品**(品質・性能の確かな乾燥材・集成材など)の供給促進
- 施業集約化、路網整備等による**効率的な森林整備**の推進



# ⑤ 水産

## 【現状等】

- 国内では水産物の消費量が急減
- 魚価の低迷や生産コストの上昇等に直面



## 消費者ニーズを踏まえた新たな取組の推進

- 魚を気軽に手軽においしく食べられる「ファストフィッシュ」商品の選定など、水産物の消費拡大の取組を推進する「魚の国のしあわせ」プロジェクトを引き続き展開。
- 生産者が消費者のニーズに応える商品の開発・販売を行う取組等を推進。



## 生産現場の強化による輸出促進

- 地域の水産関連施設の**HACCP対応・高度衛生管理型への整備を推進**
- 他省庁等とも連携を強化し、**迅速な衛生証明書発給体制を構築**
- 水産物輸出戦略の展開  
(2020年までに輸出額3,500億円を目指し対象国・品目の重点化等を推進)



屋根付き岸壁整備による鳥糞等の防除を通じた衛生管理の強化

## 持続可能な漁業・養殖業の推進

- 生産現場における省エネの推進
- 養殖業の経営強化(行政の何らかの関与の下での生産計画の策定等の検討)
- 漁港・漁村の防災・減災対策、老朽化対策の促進
- 水産業・漁村の多面的機能を発揮する取組の展開



# 「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望例

| 番号 | 事項名   | 制度の現状と課題   |
|----|---|--|
| 1  | 水産物輸出拡大のための衛生証明書発行の円滑化【食品衛生法】                           | 中国やロシアへの水産物輸出のためには、衛生証明書が必要であるが、これを発行する組織が国内に数か所しか存在しておらず、発行業務の円滑化が必要。                                       |
| 2  | うめの需要拡大のための梅酒の表示の適正化【酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律】               | 現行では、うめを減らし酸味料を添加した梅酒と酸味料無添加の梅酒とを区別して表示できないが、これらを区別して表示できるようになれば、うめの需要拡大につながる。                               |
| 3  | 大規模建築物におけるCLTの活用のためのJAS規格の策定及び基準強度等に係る告示の整備【JAS法、建築基準法】 | 現行では、JAS規格及び基準強度等に係る告示の整備がされていないため、CLT(※)を一般的な建築資材として広く利用できない。(※)CLT:ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚なパネル            |
| 4  | 付加価値の高い農林水産物・加工食品の需要拡大のための機能性表示の容認【薬事法、健康増進法、食品衛生法、景表法】 | 現行では、保健機能を有する成分を含む加工食品や農林水産物については、特定保健用食品等の場合を除き機能性表示をすることができないが、表示が認められるようになれば、付加価値の高い農林水産物・加工食品の需要拡大につながる。 |
| 5  | 日本の食文化を世界に広げるため、働きながら日本料理を学ぶためのビザの要件緩和【入管法】             | 現行では、外国人が日本料理の調理等に従事しながら技術習得のための研修を受けることを目的に入国・在留することはできないが、在留資格要件が緩和されれば、日本の食文化・食産業の海外展開の促進につながる。           |
| 6  | 製造・加工や販売等を行う農業法人等における雇用労働に関する法令上の取扱いの明確化【労基法】           | 農業に従事する者には、労働基準法の労働時間、休日等の規定の適用が除外されているが、農業法人等の従業員が、農業のほか製造・加工や販売等にも従事する場合の取扱いが不明確。                          |
| 7  | 食品衛生管理者資格取得に係る負担の軽減【食品衛生法】                              | 食品等の製造・加工には、食品衛生管理者の設置が義務付けられているが、資格取得に長期講習が必要であり、受験者の負担軽減が必要。   |
| 8  | 小水力発電推進のための水利権に係る手続の簡素化・迅速化【河川法】                        | 小水力発電に係る水利権取得の際の申請書類の簡素化や手続の迅速化が必要。  |
| 9  | 小水力発電推進のためのダム水路主任技術者の選任基準の緩和【電気事業法】                     | 小水力発電施設の設置のためにはダム水路主任技術者の選任が必要であるが、選任要件が緩和されれば、農業水利施設を活用した小水力発電の推進につながる。                                     |
| 10 | NPO等による農林漁業体験民宿の開設を円滑にするための規制の緩和【旅館業法】                  | 農林漁業者が農林漁業体験民宿を営む場合には、構造施設基準(床面積)が緩和されているが、NPO法人等の場合には認められていない。  |
| 11 | 食料品アクセス環境の改善【食品衛生法、たばこ事業法、薬事法、消費生活協同組合法】                | 買い物不自由地域における食料品の購入等の不便の解消のため、移動販売等が円滑に実施できるようにすることが必要。   |
| 12 | 農業関連施設の開発許可申請除外の徹底【都市計画法】                               | 市街化調整区域内に設置される農業施設については、開発許可が不要であるにもかかわらず、農業団体には許可申請を求められることがあり、法解釈の徹底が必要。                                   |
| 13 | 無人ヘリコプターの重量規制の緩和【航空機製造事業法】                              | 現行の規制のかからない無人ヘリは重量が100kgまでとされているが、無人ヘリによるは種・散布コストの低減のためには、この規制の緩和が必要。  |
| 14 | 農業分野における外国人技能実習生の技術習得の高度化のための在留期間の延長及び制度の透明性の向上【入管法】    | 現行では、農業の技能実習を行う外国人の在留期間は最長で3年間とされているが、高度な技術習得のためには、在留期間の延長と、実習生の送り出し・受入れ体制のあり方を含め、制度の透明性の向上が必要。              |

需要フロンティア拡大

バリエーションの構築

生産現場の強化